

第3期伊勢市環境基本計画(改定案)

【改定箇所抜粋】

伊勢市環境生活部環境課

第1章 計画の基本的な考え方

(1) 計画の策定の背景

① 市の動向

伊勢市では、2018（平成30）年7月に、めざすべき将来像やまちづくりの行動指針等を市民と共有する伊勢市の最上位の計画として「第3次伊勢市総合計画」を策定しました。

第3次伊勢市総合計画では、基本構想として「^{いせびと}私たちが担うまち～伊勢人の心意気～」 「人と人とのつながりで活力と安心を感じられるまち～おかげさまの心～」 「地域の誇りをつなぐまち～神宮ゆかりの地～」を3つのまちづくりの基本理念に据え、「つながりが誇りと安らぎを育む 魅力創造都市 伊勢」をめざすまちの将来像に掲げています。

そして、環境分野におけるめざす姿として、「豊かな環境を将来につなぐまち」を掲げ、「資源の有効活用及び循環型のまちづくり」、「豊かな自然を守り快適な生活環境と調和のとれたまちづくり」、「環境を守り育てる文化の醸成」を推進することとしています。

② 国際的な動向と国の動向

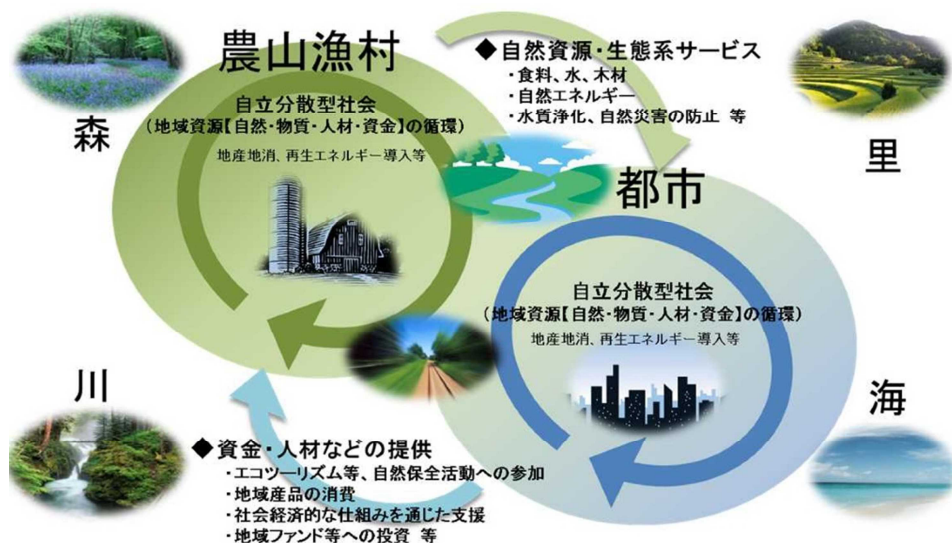
2015（平成27）年に開催された国連サミットにおいて、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられました。SDGsは、2016（平成28）年から2030年までの国際目標であり、17のゴール・169のターゲットから構成されており、経済、社会及び環境の3つの側面を統合的に解決する考え方が示されています。その中では、国際社会全体が将来にわたって持続可能な発展ができるよう、それぞれの課題に取り組んでいくことが必要とされています。



出典) 国連広報センター
〈持続可能な開発目標 (SDGs) の17の目標〉

また、地球温暖化対策に関する動向としては、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意となる「パリ協定」が2016（平成28）年11月に発効されました。「パリ協定」では、気候変動によるリスクを抑制するために、「世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する」ための努力を継続することを掲げています。2018（平成30）年12月には、各国が温室効果ガス排出の抑制目標への取組をどのように報告・監視し、計画を改定していくか等の項目を含むより詳細な実施指針が合意されました。日本を含むすべての条約加盟国において、温室効果ガスの排出削減と気候変動による影響への適応の取組が加速しています。

国においては、「第五次環境基本計画」が、2018（平成 30）年 4 月に閣議決定され、めざすべき社会の姿として、①「地域循環共生圏（自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域等と地域資源を補完し支えあう考え方）」の創造、②「世界の範となる日本」の確立、③これらを通じた、持続可能な循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）の実現、が掲げられました。また、SDGs の考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化していくというアプローチとともに、分野横断的な 6 つの重点戦略（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。



出典) 環境省「第五次環境基本計画の概要」
 〈第五次環境基本計画における「地域循環共生圏」の考え方〉

③ 県の動向

三重県では、環境の保全に関する施策を総合的に進めていくために 2012 年 3 月に「三重県環境基本計画」を策定し、その後の環境問題を取り巻く状況の変化から、2020 年 3 月に改定されました。

新たな「三重県環境基本計画」では、多様な主体間の協創を通じて、分野横断的なアプローチにより、環境、経済、社会の統合的な向上が実現している社会をめざし、2050 年におけるめざすべき姿として「自律的かつレジリエント（強靱）な、より高位の持続可能な社会」が掲げられています。また、バックキャストの考え方（めざすべき姿を規定し、そこから逆算して考える手法）に基づいて、2050 年における長期目標をもとに、計画の目標年度である 2030 年度にめざすべき姿「スマート社会みえ」を掲げられています。

「スマート社会みえ」を実現するための施策については、計画の基本方針に基づき、「Ⅰ 低炭素社会の構築」、「Ⅱ 循環型社会の構築」、「Ⅲ 自然共生社会の構築」、「Ⅳ 生活環境保全の確保」に加え、各施策を推進していくための基盤として、“エンジン（駆動力）”となるような「Ⅴ 共通基盤施策」の 5 本を柱として推進していくこととされています。

また、2019年12月15日、脱炭素社会の実現に向け、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出量を実質的にゼロとすることを目指す「ミッションゼロ 2050 みえ」が宣言され、2020年度には、新たな「三重県環境基本計画」を踏まえた「**三重県地球温暖化対策総合計画**」が策定されました。

④ これまでの取組を踏まえて

第2期伊勢市環境基本計画では、環境のめざす姿として「環境文化の生きるまち 伊勢」を掲げ、めざす姿の実現のための4つの基本目標を定めて取組を進めてきたところであり、本市の環境の保全と創造は着実に進展してきている一方で、今後解決すべき課題も存在します。

低炭素社会分野においては、新たな国の方針や社会動向を踏まえつつ、地域と共生した再生可能エネルギーの導入や次世代自動車の普及、市民・事業者における省エネ生活や事業活動への転換等の低炭素社会構築のための取組、また、気候変動による影響への対応が求められています。

循環型社会分野においては、本市のごみ処理を行う伊勢広域環境組合において、現行焼却処理施設の老朽化に伴う施設更新の検討が開始されており、3R（ごみの減量・資源化）の推進について、市民・事業者と一体となった取組の強化が重要課題となっています。

自然環境分野においては、森林保全について、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税の導入に見られるように、地域として取り組む機運が高まっています。また、河川の水質については、勢田川においても改善傾向が見られますが、引き続き生活排水対策等の取組が必要な状況です。また、生物多様性への理解・認識は高いとは言えないため、生物多様性に関する認知度向上に向けて取り組む必要があります。

生活環境分野においては、良好な生活環境に対する市民ニーズが高まっており、清潔さや美しさ、快適性の向上が求められています。また、歴史的・文化的環境の保全について、今後も、良好な景観形成の推進や環境文化の醸成を継続する必要があります。

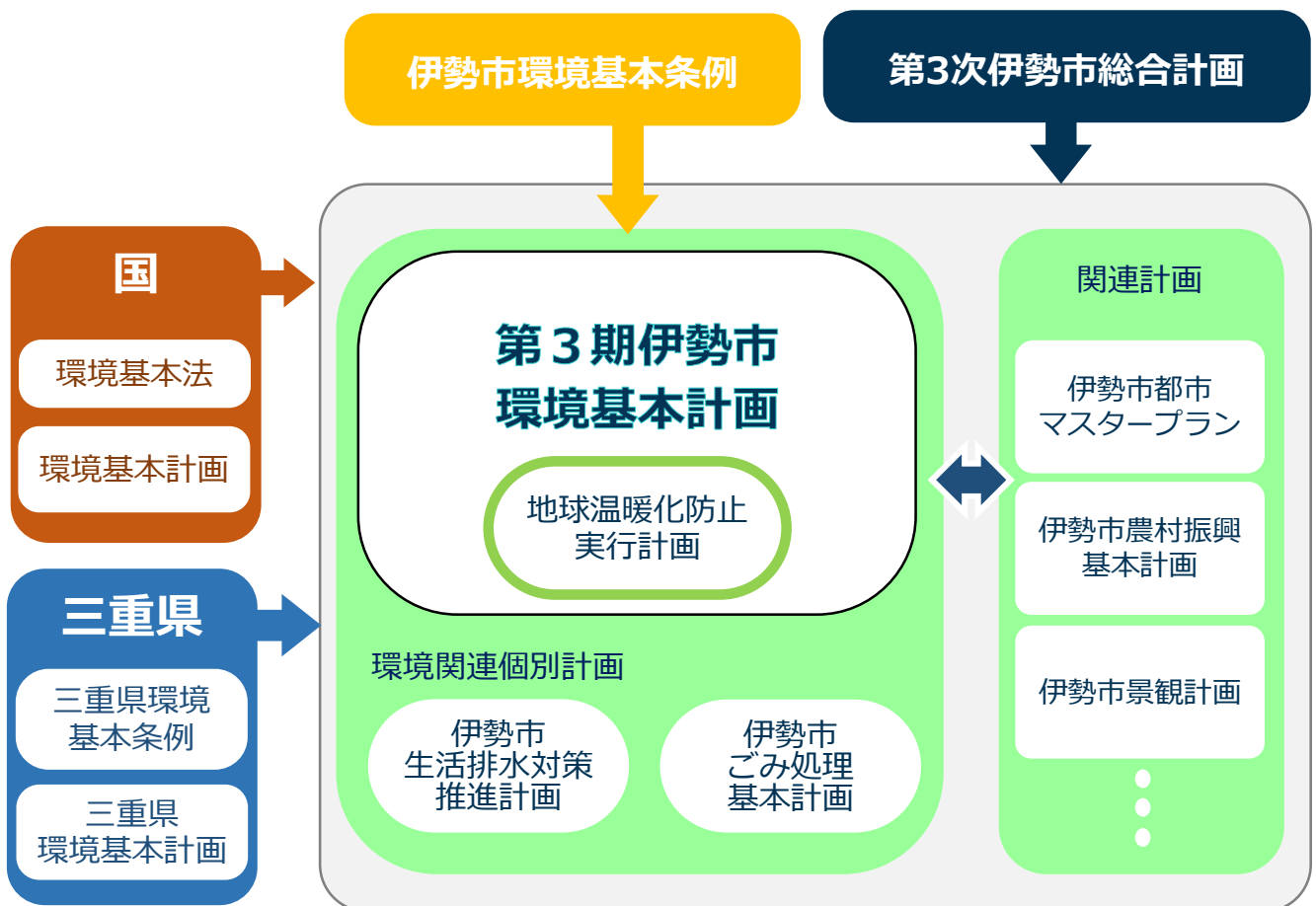
環境保全の基盤づくりについては、**持続可能な社会づくりに自主的、積極的に取り組む担い手を育てることが求められており、地域企業や関係機関等との連携の強化を図りながら、環境学習の機会や場の提供、環境教育の充実等に取り組む、人材の育成や活動の促進を図る必要があります。**

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「伊勢市環境基本条例」(2005(平成17)年条例第134号)第8条に基づき、同条例に掲げた基本理念及び基本方針に則り、「環境の保全に関する目標、基本的方向及び配慮の指針」及び「環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項」を示すものです。

また、本市のまちづくりを進める上での最上位の計画である「第3次伊勢市総合計画」(2018(平成30)年7月)で掲げた目標の実現に向け、環境分野における施策及び事業の推進指針を示すものでもあります。

その他、本市の他の計画やあらゆる部局で実施する施策等については、環境分野において本計画との整合を図るものとします。



基本目標 1 低炭素で地球にやさしい社会の構築

<伊勢市地球温暖化防止実行計画>



(1) 事務事業編・区域施策編に共通する基本事項

① 位置づけ

本節は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（地球温暖化対策推進法）第21条に基づき、「伊勢市地球温暖化防止実行計画」（以下「本実行計画」という。）として策定するものであり、2012年度に策定した内容を改定するものです。

本実行計画は、市の事務及び事業における温室効果ガスの排出量の削減等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（事務事業編）」と、市域における温室効果ガスの排出の抑制等に関する「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」をあわせたものです。

② 本実行計画策定の意義

人間の活動で排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの排出によって引き起こされる地球温暖化は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、最も重要な環境問題の一つとされています。世界では、既に平均気温の上昇や雪氷の融解、海面水位の上昇等が観測されており、また、熱中症等の健康への影響や、農作物への甚大な被害等、健康面や経済面への影響も生じています。日本でも強い台風や集中豪雨等の極端な気象現象が毎年のように観測されています。

このような中、「パリ協定」では、世界全体の目標として、産業革命前からの世界の気温上昇を2℃より十分低く抑えるとともに、1.5℃未満に抑えるための努力を追求することが掲げられました。また、SDGsにおいても、気候変動対策が17の目標の一つ（目標13：気候変動に具体的な対策を）として位置づけられています。

パリ協定を受けて気候変動に対する国際的な動きが加速しており、多くの国が2050年までに温室効果ガス排出実質ゼロを目指す「カーボンニュートラル」を表明しています。日本でも2020（令和2）年10月、菅首相（当時）が国会における所信表明演説において、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2021（令和3）年6月には地球温暖化対策推進法が改正され、パリ協定・2050年カーボンニュートラル等を踏まえた基本理念が新設されるとともに、同年10月には「地球温暖化対策計画」が改訂され、2030年度の温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標が掲げられました。

また、三重県は、2019（令和元）年12月、2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050 みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、2021（令和3）年3月に「三重県地球温暖化対策総合計画」を策定しましたが、国のカーボンニュートラルの動向を受け、現在、計画の見直しが進められています。

本市においても、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す自治体として、2022（令和4）年10月10日に「ゼロカーボンシティいせ」を表明しました。今後、市民・事業者等との連携を図りながら、より一層の取り組みを進める必要があります。

③ 本実行計画の基本的事項

本実行計画は、本市の特性に応じた温室効果ガス排出量の削減のための取組を総合的かつ計画的に推進するため、温室効果ガス排出削減目標とともに、目標達成のために取り組むべき施策と取組を示すものです。

1) 計画の期間

本実行計画の期間は、環境基本計画と同じ2020年度から2029年度までとします。

また、国の目標を考慮し、基準年度を2013年度、目標年度を2030年度と設定します。

なお、国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ、環境基本計画の見直しにあわせて本実行計画を見直すこととします。

2) 対象とする温室効果ガス

本実行計画において対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項で定める7種類を対象とします。

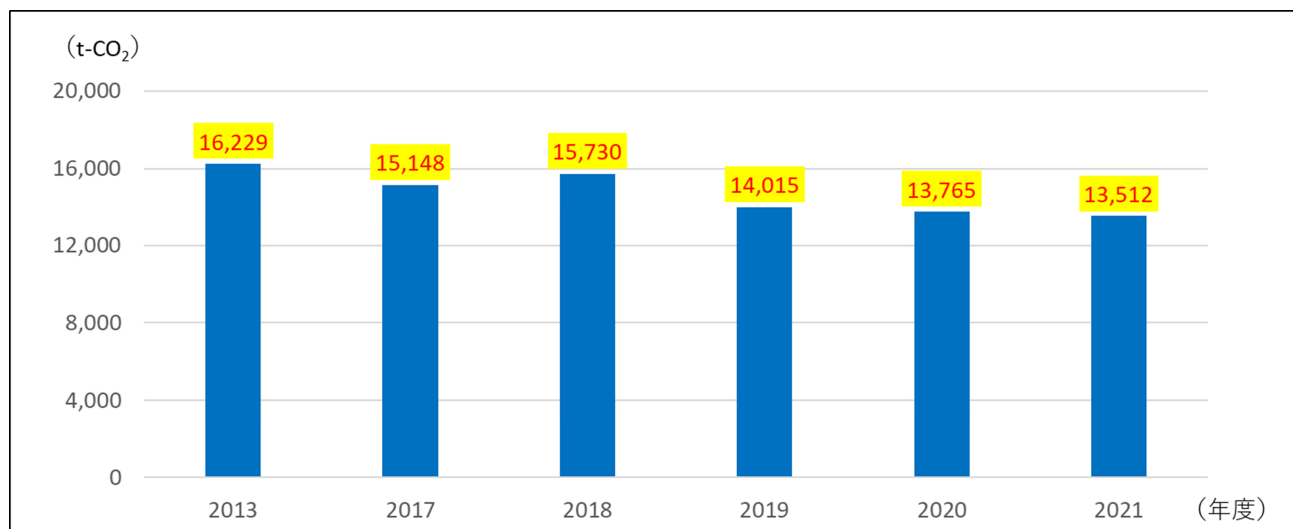
- ①二酸化炭素 ②メタン ③一酸化二窒素 ④ハイドロフルオロカーボン
- ⑤パーフルオロカーボン ⑥六ふっ化硫黄 ⑦三ふっ化窒素

(2) 事務事業編

① 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の現況

本市の事務事業において排出された温室効果ガス排出量をみると、基準年度の2013（平成25）年度から直近の2021（令和3）年度までに約2,717 t-CO₂（約16.7%）削減しています。

なお、本実行計画における事務及び事業による温室効果ガス総排出量の算定範囲は、市が行うすべての事務事業（上下水道事業を含む。）及び市が所有するすべての施設（公用車等の付属物や指定管理者制度により管理運営する施設を含む。）を対象とし、病院や議会事務局等においても、伊勢市役所と同一または隣接する施設に入居している場合は、当該施設全体を対象とします。



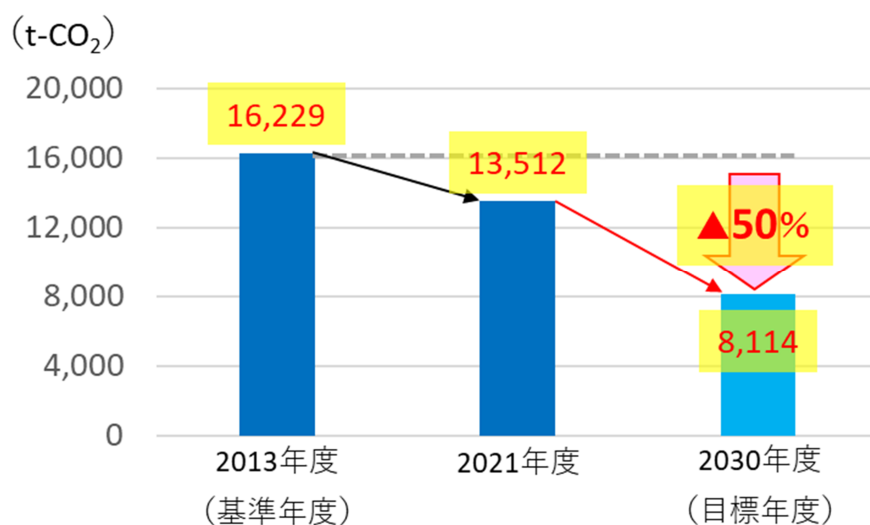
② 市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2021（令和3）年10月に改訂した「地球温暖化対策計画」において、2030年度の国内の温室効果ガス総排出量を2013（平成25）年度比で46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けるという目標を掲げています。この目標達成に向け、政府として率先実行することが必要な状況にあるとの認識のもと、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（2021年10月22日閣議決定）では、「2013年度を基準として、政府の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を2030年度までに50%削減する」という目標を掲げています。

本市においても、国の削減目標の趣旨を踏まえた率直的な取組の実施が期待されていることから、本実行計画では、政府実行計画の目標に準じた「温室効果ガスの排出量を2030年度までに2013年度比で50%削減する」ことを目標とします。

■市の事務及び事業における温室効果ガス削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **50%削減** する。



③ 市の事務事業における地球温暖化対策

本市の事務及び事業における温室効果ガス排出量の削減目標を達成するため、以下の取組を実行します。

1) 電気、燃料の使用量の抑制

【電気使用量の削減】

- 倉庫、更衣室、会議室、廊下、トイレ等の照明は、使用時のみ点灯します。
- 昼休みは、来庁者の多い職場を除き、消灯に努めます。
- OA機器は、省エネモードや自動電源OFF設定を活用するとともに、一定以上の時間使わない場合は電源を落とすよう努めます。
- 冷暖房時の室温の適正化（冷房 28℃、暖房 19℃）に努めます。
- 職員のエレベーター及び自動ドアの使用を控えます。

【公用車の燃料使用量の削減】

- 公用車の駐車時の不要なアイドリングの停止、急発進や急加速、空ぶかしを控える等、環境に配慮した運転方法（エコドライブ）を徹底します。
- 出張時には公共交通機関を優先的に利用し、同じ方面の場合は公用車に相乗りします。
- 公務時の近距離移動手段として徒歩、自転車の利用に努めます。
- ウェブ会議を活用し、公用車利用の抑制に努めます。

2) 省エネ効果の高い設備等への更新

- 市の公共施設の新設、改築等に当たっては、温室効果ガスの排出削減のため、環境負荷を軽減し、省エネルギーに配慮した設計と設備・機器等の導入に努めます。
- 空調設備等の設置に際しては、エネルギー効率の高い機器を導入します。
- 照明については、LED照明やセンサー式照明等、消費電力の少ない設備への計画的な更新を行います。
- 公用車の更新や新規購入に当たっては、次世代自動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車等）の導入を進めます。

3) 再生可能エネルギーの導入

- 市が保有する建築物及び土地への太陽光発電設備の導入を進めます。
- 再エネの有効利用及びレジリエンス強化のため、蓄電池の導入を進めます。
- 市の公共施設において、再生可能エネルギー電力の調達を進めます。

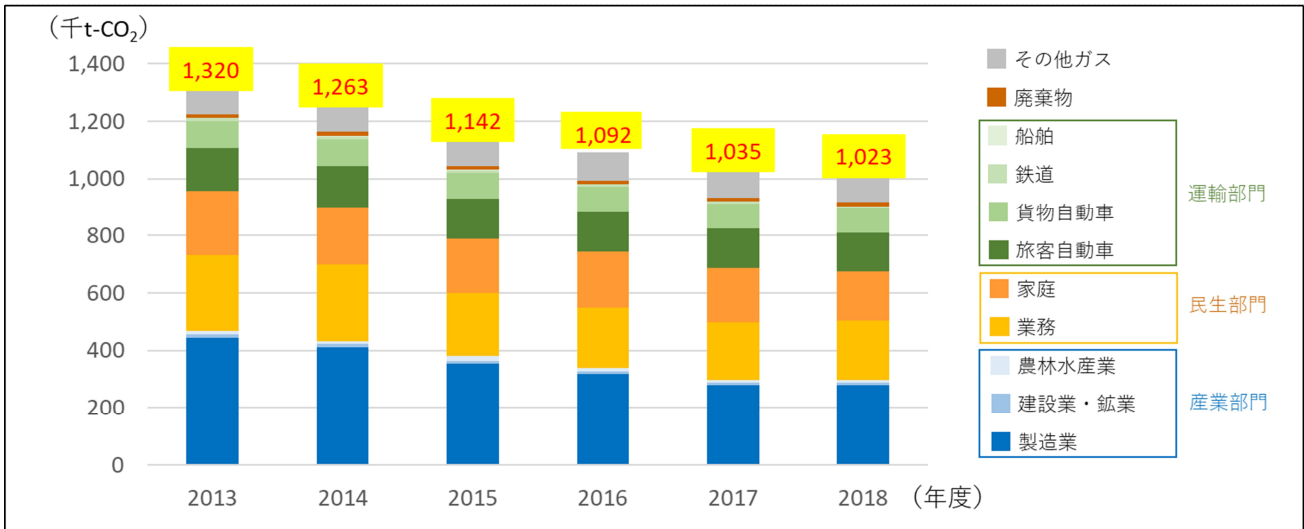
4) その他の事務及び事業に当たっての温室効果ガスの排出削減等への配慮

- 用紙類の使用量を削減するため、両面印刷、集約印刷、会議の配布資料の簡素化やタブレット端末使用等、ペーパーレス化を進めます。
- 「ノーマイカー・デー」を周知し、徒歩や自転車、公共交通機関の利用を推奨します。
- 庁舎等におけるリサイクルの徹底により廃棄物を減量します。
- プラスチックごみの削減に向け、リサイクルの徹底及びマイボトル・マイカップの運動を推進します。
- 市の公共施設の新設、改築等に当たっては、地域材を優先した木造化や木質化を図ります。

(3) 区域施策編

① 市域における温室効果ガス排出量の現況

本市の 2018 年度の温室効果ガス排出量は、約 1,023 千 t-CO₂ であり、2013 年度以降、年々減少傾向にあります。2018 年度における温室効果ガス排出量の内訳は、産業部門が全体の 3 割程度を占めており、そのうちの大部分が製造業からの排出となっています。



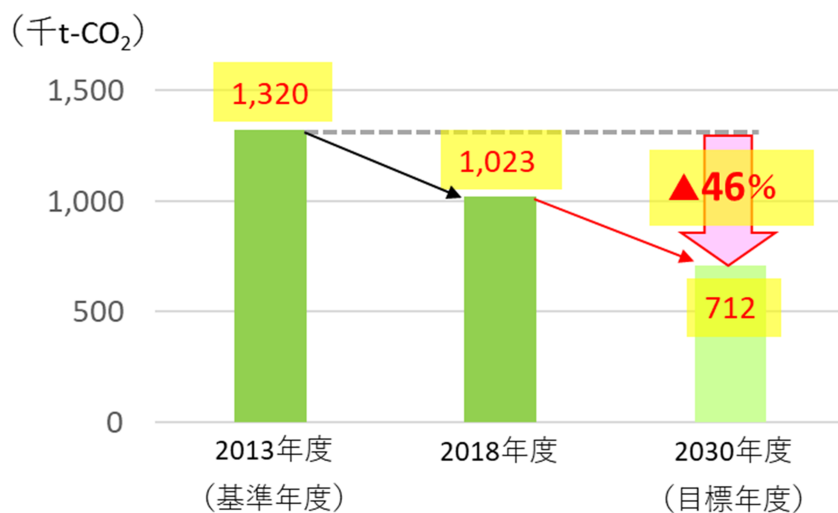
② 市域における温室効果ガス排出量の削減目標

国は、2050 年カーボンニュートラルを踏まえ、2021 年 10 月に「地球温暖化対策計画」を策定しており、この中で中期目標として、温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減することをめざしています。

本市においても、国との整合を図り、「温室効果ガスの排出量を 2030 年度までに 2013 年度比で 46%削減する」ことを目標とします。

■市域における温室効果ガス削減目標

2030年度における温室効果ガス排出量を2013年度比 **46%削減** する。



③ 市の施策の方向性

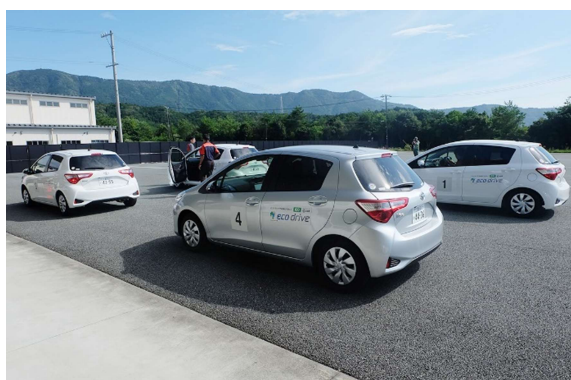
基本目標1「低炭素で地球にやさしい社会の構築」の実現に向けて、「(6)市の事務事業における地球温暖化対策」に掲げた取組と併せ、次の取組も推進していきます。

施策の方向性	施策
(1)温室効果ガスの排出抑制	①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進 ②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進 ③低炭素型の都市基盤づくり
(2)気候変動への適応	①熱中症予防 ②浸水対策の推進 ③災害時の避難施設等の整備

④ 市の施策内容

施策の方向性（1） 温室効果ガスの排出抑制

施策	主な取組
①地域と調和した再生可能エネルギーの導入促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設への太陽光発電設備等の再生可能エネルギー機器の導入 ・ 住宅等の太陽光発電設備の設置を促進 ・ 関係法令及び三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン等に基づく地域と調和した適正な再生可能エネルギーの導入
②環境負荷が少ないライフスタイルや事業活動への転換促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設における省エネ効果の高い設備等への更新 ・ 家電等、家庭で使われる機器の購入や買替えの機会を捉え、高効率機器への選択・転換の促進 ・ 電気自動車等の普及促進 ・ 省エネルギー型のライフスタイルやビジネススタイルを促進するため、省エネに関する講習会等を開催 ・ 事業所における省エネ診断等の促進 ・ 公共施設における電気、燃料、用紙等の使用量の抑制 ・ エコドライブの普及促進 ・ 自転車の利用機会を拡大 ・ みえエコ通勤デーの啓発等による公共交通の利用を促進
③低炭素型の都市基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「伊勢市立地適正化計画」に基づく拠点となる地域への機能集約と活性化 ・ 連節バスを使用したBRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・ 鉄道、バス等の公共交通の利用促進 ・ 観光交通渋滞対策の推進 ・ 電気バスの利用促進 ・ 自転車を利用しやすい道路、駐輪場等の整備の推進 ・ 森林・農地の保全、都市緑化等の推進による吸収源対策



エコドライブ



電気バス

施策の方向性（2） 気候変動への適応

施策	主な取組
①熱中症予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページ等を活用した熱中症注意情報の提供 ・ 熱中症の症状や応急手当、予防方法等の周知・啓発
②浸水対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地の雨水を速やかに流下させ、また、低地の浸水対策や高潮時の安全を確保するための排水施設の整備 ・ 河川への雨水流出を少なくするための流出抑制対策の促進 ・ 都市ポンプ場等の長寿命化
③災害時の避難施設等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害用トイレやスロープ等の整備等、避難生活施設の環境整備 ・ 備蓄計画の見直し及び防災備蓄倉庫の整備



熱中症予防強化月間ポスター



排水機場



老朽管撤去状況



伊勢市防災センターの防災倉庫

⑤ 市民・事業者に期待する役割

各主体の役割	
市民	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の生活において <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギーや環境に配慮した行動を心がける ・ 打ち水や緑のカーテン等を取り入れ、暑さを和らげる工夫をする ・ 熱中症を予防するため、適切に空調機器を使用する ・ 時間指定や受取場所指定の利用、宅配ボックスの設置等、宅配便の再配達を削減する受け取り方を選択する ●外出する時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する ・ アイドリングストップ・ふんわりアクセル等、エコドライブに努める ●買い替え・建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネ性能が高く、環境負荷の少ない建築材や空調機器、照明器具、家電製品等を選択する ・ 太陽光発電システム等の再生可能エネルギーを導入する ・ HEMS（家庭のエネルギー管理システム）、家庭用燃料電池、蓄電池等を導入し、エネルギーを効率的につくり、蓄え、使う ・ 車の買い替え時には電気自動車やハイブリッド自動車等の低公害車を選択する
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ●日々の業務において <ul style="list-style-type: none"> ・ 打ち水の実施や緑のカーテンの育成等、身近な暑さ対策を行う ・ 冷暖房の温度を適正に設定し、クールビズ・ウォームビズを実施する ・ 効率の良い配送や運送に努める ・ エネルギーマネジメントを実施し、エネルギー使用量の把握と省エネルギーに努める ・ カーボン・オフセット等の制度を活用し、温室効果ガス排出量削減を図る ●移動する時 <ul style="list-style-type: none"> ・ 徒歩・自転車・公共交通機関等を利用する ・ アイドリングストップ・ふんわりアクセル等、エコドライブに努める ・ 環境負荷の少ない自動車を利用する ●買い替え・建て替えのとき等 <ul style="list-style-type: none"> ・ オフィス機器は、省エネタイプのものを導入する ・ 高効率な空調設備、照明機器等を導入し、設備機器を適切に維持管理する ・ 再生可能エネルギーを積極的に導入する ・ BEMS（ビルエネルギー管理システム）を導入する ・ 環境負荷の小さい自動車を選択する ・ 環境負荷の小さい電力を調達する <p>《公共交通事業者》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 連節バスを使用した BRT（バス高速輸送システム）導入等による公共交通の定時性・速達性の確保及び利用促進 ・ 駅のバリアフリー化等の機能向上

第4章 分野横断的取組

(1) 分野横断的取組の考え方

本計画におけるめざす環境像「継承と創造 環境文化都市 伊勢」の実現に向けては、産業や福祉、防災等の視点も踏まえて環境施策を推進するとともに、環境以外の分野における取組についても、環境への影響や効果を十分に考慮して推進することが欠かせません。

このような分野統合の視点で各取組を進める先導的役割を担うものとして、環境と他分野を横断して多様な便益をもたらす象徴的な事業を「分野横断的取組」として位置付け、中間見直しの前期5年間を目途に計画的かつ効率的に施策の成果向上につながるよう実行していきます。

(2) 分野横断的取組の選定基準

環境分野における効用だけでなく、地域の社会経済分野に対する影響や貢献を考慮した事業推進を図るため、以下の選定基準によって分野横断的取組を選定します。

《選定基準》

- 5つの基本目標のそれぞれに市の自然的・社会的特性や課題を踏まえ選定
- 環境分野だけでなく、産業、福祉、防災、教育等、分野を横断して便益をもたらす、課題解決につながるコベネフィット型の象徴的な事業
- 市民生活や事業活動に密接に関係し、家庭や学校、事業所等での地域全体での取組が求められる事業

(3) 分野横断的取組の設定

下記の事業を分野横断的取組として設定します。

基本目標	分野横断的取組
1 低炭素で地球にやさしい社会の構築	公共交通の利用促進
2 資源を大切に作る循環型社会の構築	食品ロスの削減
3 豊かな自然と人が共生する社会の形成	地産地消の推進
4 歴史・文化の薫る、快適に暮らせるまちの形成	空家等対策の推進
5 環境保全に取り組むための基盤づくり	環境学習・教育活動の推進

分野横断的取組 1 公共交通の利用促進

■分野横断的取組の概要

車社会の進展等を背景に、都市機能が郊外へ拡散する等の都市構造の変化、また、利用者の減少による不採算路線の廃止等の公共交通の環境悪化が進行しました。

このことにより、高齢者や子ども等の自家用自動車等の移動手段を持たない交通弱者への対応が課題となるなか、本市では、2007（平成19）年4月からコミュニティバス「おかげバス」の運行を開始する等、交通不便地域をできるだけ解消し、誰もが利用しやすい交通手段の提供に努めてきました。

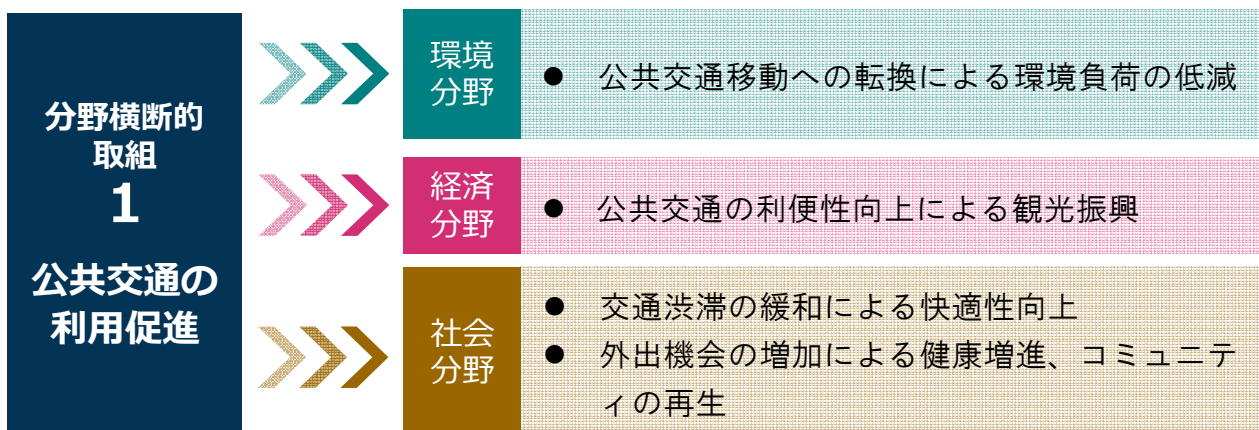
公共交通を取り巻く環境が厳しさを増す一方で、近年では運転免許証返納の推進等の動きもあり、公共交通の重要性はますます大きくなっています。

地域社会の活力の維持・強化及び観光振興、そして交通に係る環境負荷の低減のため、公共交通の利用促進を図ります。

■具体的な取組

- 鉄道、路線バス、自主運行バス、コミュニティバス等による公共交通網の維持を図りながら、啓発活動等を通じ、**外出・通勤・出張時等における**利用を促進します。
- 連節バス導入等により、輸送効率の向上を図ります。
- ICT やバスロケーションシステムの導入により、利便性の向上を図ります。
- 年末年始等の観光交通対策として、パークアンドバスライドを実施し、渋滞解消及び快適な移動手段を提供します。
- 利用状況やニーズを踏まえた既存路線の延伸や再編等の検討に市民が参画する仕組みの構築等を推進します。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
路線バスの利用者数	4,260,900（人） （2018年度）	4,580,000（人） （2025年度）
コミュニティバスの利用者数	85,376（人） （2018年度）	92,700（人） （2025年度）

分野横断的取組 2 食品ロスの削減

■分野横断的取組の概要

食べられる状態であるにもかかわらず廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」は、全国で年間 600 万トン以上にのぼります。

食品ロスを含めた多くのごみを廃棄することにより、また、可燃ごみとして燃やすことで、ごみ処理に多額のコストがかかるとともに、温室効果ガス排出にもつながる等、環境負荷が大きくなります。

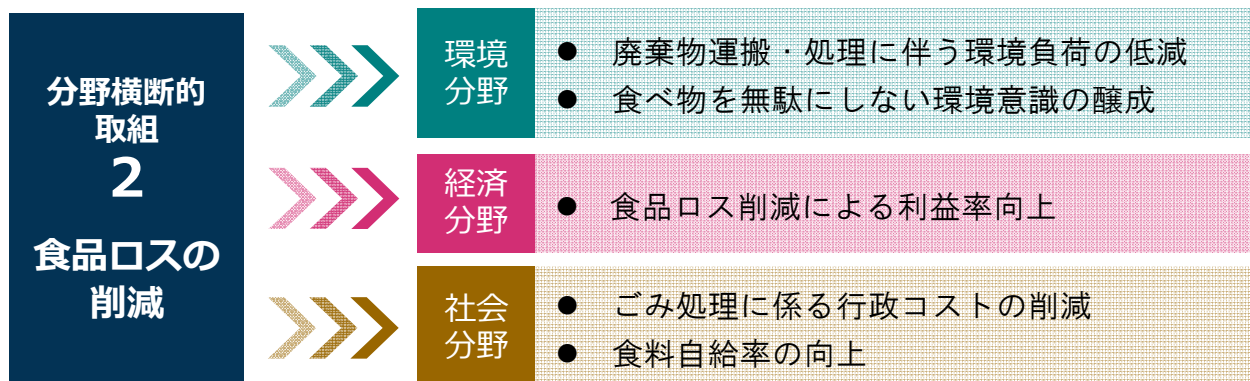
食品ロスは、食品メーカー、飲食店、家庭等、「食べる」ことに関係する場面で発生しており、市民・事業者が食品ロスの問題を十分に理解して、連携して解決に取り組むべき課題です。

まだ食べられる食料が捨てられている現状を正しく認識し、市民・事業者・行政が一体となって食品ロスの削減に取り組みます。

■具体的な取組

- 「食品ロス」削減に対する取組について、市広報、ホームページ、CATV 等により継続的に情報を発信します。
- 「30・10 運動」「小盛メニューの設定」等、市民、事業者等と連携した取組を推進します。
- 「減らそに！いせの食品ロス協議会」（食品ロス削減検討会）により、食品スーパー等で食品ロス削減に関するキャンペーン等を実施していきます。
- 「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」と連携し、食品ロスに関する周知・啓発を行います。
- 福祉・農林水産・消費者団体等と連携し、新たな“食品廃棄物を発生させない”仕組みづくりの調査・研究を行います。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
未利用食品の量	1,312 (t) (2017 年度)	1,015 (t) (2024 年度)

分野横断的取組 3 地産地消の推進

■分野横断的取組の概要

現在、農林水産業を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少が進行する中で、担い手不足や、漁場環境の変化に伴う資源量の減少、農林水産物の価格低迷等により、厳しい経営環境となっており、遊休農地の増加や適正な管理が行われない森林の増加等の課題も発生しています。

農地や森林は、水源かん養機能や生物の生息の場などの多様な公益的機能を有しており、また、伊勢市沿岸には、水産資源の保護・培養や水質浄化など海洋環境の維持に重要な役割を有する干潟が存在しており、その保全や育成に努める必要があります。

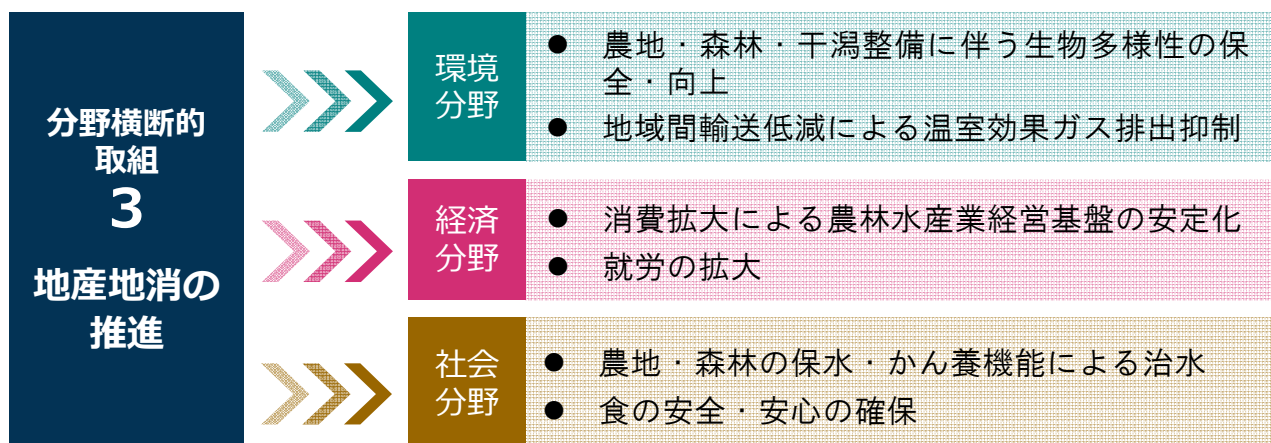
そのためには、産業としての魅力を高め持続的な産業としていくことが欠かせません。

農産物のブランド化や水産物の移動販売、また、みえ森と緑の県民税や森林環境譲与税を活用した地域木材の積極的な利用等により、地産地消を推進します。

■具体的な取組

- 市内の農林水産物を取り扱う「伊勢市地産地消の店」認定の取組等、流通・消費の拡大を図る仕組づくりの調査・研究を行います。
- 関係機関と連携し、市内農水産物の学校給食への提供等の取組の充実を図ります。
- 生産者と消費者が直接交流することで消費者のニーズを把握し、ニーズに沿った生産につながる直売活動を支援します。
- 公共建築物について原則として、地域材を優先した木造化や木質化を図ります。
- 漁協が行う移動販売事業の販路拡大を支援し、市内消費者への地元水産物の知名度向上、漁業者の収入増、漁協組織の強化を図ります。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
市内産農産物のブランド化に向けた取組への支援数（累積数）	15（件） （2018年度）	20（件） （2024年度）

分野横断的取組 4 空家等対策の推進

■分野横断的取組の概要

空家等の数は、人口減少や高齢化に伴い、全国的に増加しており、今後も増加していくものと予想されています。

適切な管理が行われていない空家等については、防災、防犯、防火、景観及び衛生等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼし、社会問題となっています。また、遊休資産として、空家等の有効的な利用が課題となっています。

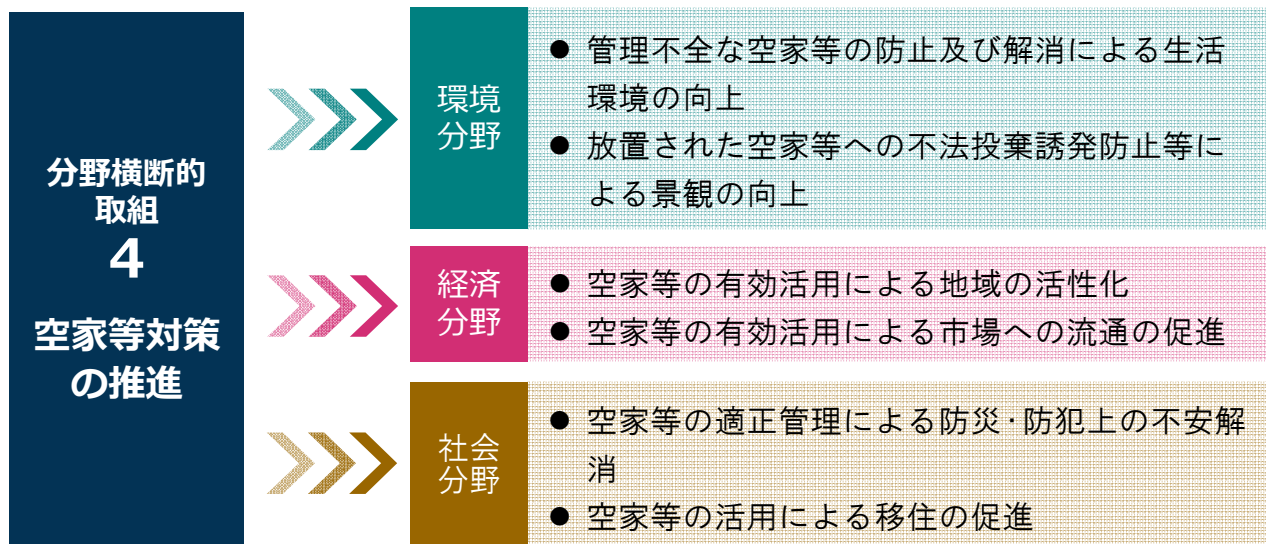
このような状況の中、2015（平成27）年に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行され、地域の実情に応じた空家等に関する対策が求められています。

市では、2022（令和4）年3月に「第2期伊勢市空家等対策計画」を策定しており、これに基づき、空家等の利用促進、市民の生活環境の保全及び安全に暮らせるまちづくりを推進します。

■具体的な取組

- 空家等対策に関する情報を市民に広く周知し、空家等の適正管理を推進します。
- 利用可能な空家等を地域の資源と捉え、市場への流通や活用の促進を図ります。
- 自治会や専門家団体等と連携を図ることで、総合的な空家等対策の取組を推進します。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
空家等の除却・管理済等件数（累計）	350（件） （2018年度）	1,850（件） （2024年度）

分野横断的取組 5 環境学習・教育活動の推進

■分野横断的取組の概要

環境問題は、温暖化や自然破壊等の地球規模の環境問題、また、ごみや空き家等の地域における環境問題等、多岐にわたります。

このことから環境問題についての学習機会を提供するためには、さまざまな分野で活躍する専門的知識等を有する人材等の協力が欠かせません。

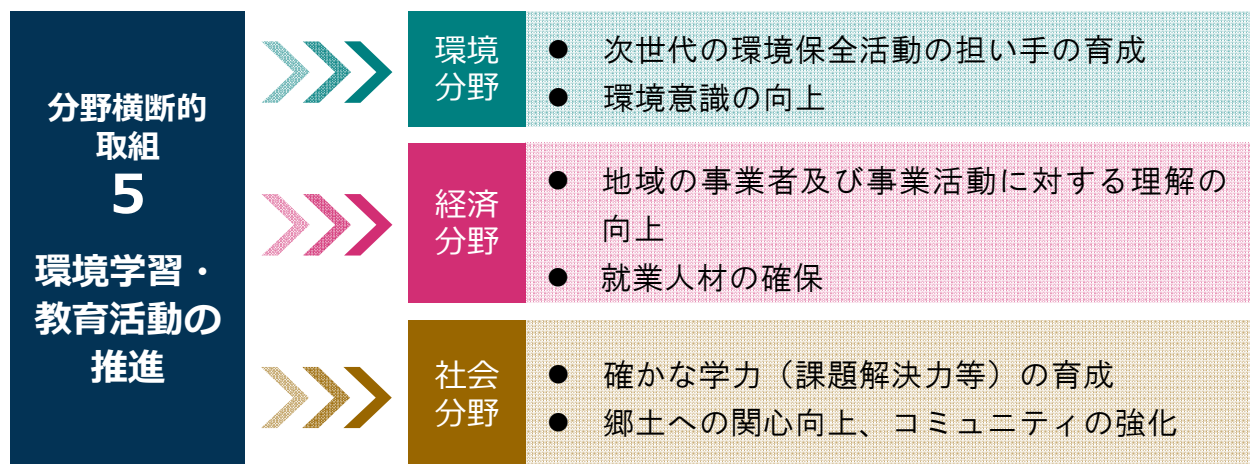
本市では、大学や事業者と環境教育の充実等のための協定締結を進めており、専門的な人材・学習機材の提供の協力をいただいています。また、小学校と地域団体との連携により、郷土学習を兼ねながら、地域の自然や文化等について学習する等、多様な形での環境学習の実践が進められています。

子どもたちが環境問題を自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、実践できるよう、多様な主体との連携・協力を図りながら、持続可能な社会づくりの担い手を育む取組を進めます。

■具体的な取組

- 各学校等において、地域に根ざした環境教育を推進します。
- 大学や事業所等と連携し、出前講座の開催等の環境学習を推進します。
- 自然観察会や林業体験学習、ボランティア活動等を通じた市民参加型体験学習を産学官民が連携して推進します。

■主なコベネフィット



■分野横断的取組の目標指標

環境指標	基準値	目標
市が主催または事業所や大学等と連携して学校・幼稚園・保育所で実施した環境教育の実施回数	47（回） （2018年度）	70（回） （2025年度）